

賠償請求 はお済みですか？

第6回 就労不能損害

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第6回は「就労不能損害」です。

内 容

原発事故時点において浪江町内に生活の本拠があった方で、収入が、原発事故時点の収入より減収した方は、就労不能損害を賠償請求することができます。避難中は一定期間賠償され、相当期間内に帰還された場合は、別途12か月を上限に賠償されますので、下表をご参照ください。

	避難中の就労不能損害	帰還に伴う就労不能損害
対 象 者	原発事故時点において町内に生活の本拠があった方	原発事故時点において町内の旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域に生活の本拠があった方で、避難指示解除後相当期間（平成30年3月末まで）に帰還された方
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与等の減収分 ● 通勤交通費の増加分 	
賠償期間	① 平成23年3月～平成24年5月 （3か月ごと等に請求） ② 平成24年6月～平成26年2月 （21か月分をまとめて請求） ③ 平成26年3月～平成27年2月 （12か月分をまとめて請求） ※やむを得ない事情のみ ④ 平成27年3月～平成28年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害が初めて発生した月から12か月間が上限 ● 原則3か月単位の請求
注 意 点	上記③の期間は、平成26年度に追加されたため、請求が漏れている可能性があります。ご心配の方は、以下の東京電力連絡先へご確認ください。	帰還を確認する書類が必要になります。書類の準備にお困りの場合は、総合窓口課賠償支援係までご連絡ください。
	病気等によって就労不能損害が発生している方は、「生命・身体的損害による就労不能損害」にてご請求ください。	

そ の 他

平成27年3月以降の就労不能損害について、ADRセンターへのお申立てにより賠償された事例があります。東京電力の賠償に納得できずにお困りの方は、総合窓口課賠償支援係へご相談ください。

**東京電力
連絡先**

原子力損害賠償全般 TEL 0120 (926) 404
 受付時間：9時から19時（月～金曜日(祝日を除く)）
 9時から17時（土・日曜日、祝日）

問 総合窓口課賠償支援係 TEL 0243 (62) 1105